

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイトへの掲示について

2024年度診療報酬改定に伴い、当ステーションでは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認により、利用者様の同意のもと、診療情報や薬剤情報を取得・活用した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高いサービスを提供します。

これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

【新】訪問看護医療 DX 情報活用加算 50円／月

これに関する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っていること
2. マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えていること
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行う事について、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること

医療 DX を通じた質の高い医療の提供ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2025年3月1日

ひだまり訪問看護ステーション